

今月のクイズ

あるドライバーが飲酒後に車を運転し、人身事故を起こしてしまいました。その際に、負傷者を救護せずその場から立ち去り、飲酒運転をごまかすために帰宅してからさらに飲酒した場合、科せられる罰則の量刑は次のどれになるでしょうか。

- ①10年以下の懲役
- ②12年以下の懲役
- ③18年以下の懲役

(答えは裏面)

危険運転は、犯罪です！

危険運転致死傷罪が適用されるような、悪質な交通事故のニュースが流れたときに、他人事のように聞いていませんか。今回は、危険な運転行為に関する新しい法律を通し、日頃の運転を振り返りましょう。

危険な運転行為により、死傷事故を起こしたときの罰則が重くなりました

危険で悪質な運転による死傷事故に対し、その実態に即した罰則を持って対処するために「危険運転致死傷罪」と「自動車運転過失致死傷罪」が刑法から離れ、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（自動車運転死傷行為処罰法）が新しく制定され、2014年5月20日に施行されました。新しい条文が加わった法律の内容をみてみましょう。

第2条 危険な運転行為により、死傷事故を起こした

- ① アルコール・薬物の影響により正常な運転が困難な状態で運転した。
- ② 進行のコントロールが困難な程の高速度で運転した。
- ③ 進行をコントロールする運転技能を持たないで運転した。
- ④ 危険な速度や割り込み等、人や車の通行を妨害する目的で運転した。
- ⑤ 赤信号をことさらに無視し、危険な速度で運転した。
- ⑥ 逆走等、通行禁止とされる道路を危険な速度で運転した。

懲役

死亡
20年以下
(1年以上)

負傷
15年以下

第6条

無免許運転による加重※

懲役

負傷
20年以下
(6ヶ月以上)

加重

第3条 事故を起こす危険性があると認識していながら運転し、死傷事故を起こした

アルコールや薬物、または一定の病気の影響により、正常な運転に支障が生じる恐れがある状態で運転した。

懲役

死亡
15年以下

負傷
12年以下

死亡
20年以下
(6ヶ月以上)

負傷
15年以下

加重

第4条 死傷事故を起こした後に、アルコールや薬物等を摂取して運転していたことを、ごまかす行為をした

アルコールや薬物の摂取により、正常な運転に支障が生じる恐れがある状態で運転して死傷事故を起こし、アルコールや薬物摂取の発覚を免れるために、次の行為をした。

- さらにアルコールや薬物を摂取する行為
- その場を離れて、体内のアルコールや薬物の濃度を減少させる行為

懲役

12年以下

加重

15年以下

※ 無免許運転で死傷事故を起こした場合、それぞれの刑罰が、さらに重くなります。



法を遵守し、安全運転に努めましょう



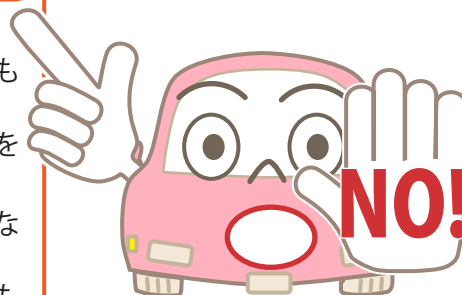
事故を起こす危険性を認識していながら、スピードを出して乱暴な運転をしたり、飲酒運転をしたりする危険な運転行為は、重大事故を起こす危険性があります。日頃の運転の中で、危険な運転行為に繋がりそうなものが無いかをみてみましょう。

お酒を飲んだら、運転しない！

血中にアルコールが残っていると…、

- 気持ちが大きくなり「酔いは醒めたから、もう運転しても大丈夫」と安易に判断してしまいがちになります。
- しかし、脳は多少なりとも麻痺しており、脳からの命令を伝える神経の働きが抑えられている状態にあります。
- その結果、注意力や運転操作に必要な各機能の働きが鈍くなって、蛇行して走行する等の危険な運転行為に繋がります。

お酒を飲むときは運転をやめ、飲酒量が多いときは次の日も運転を控えましょう。



体調が優れないときは、運転しない！

風邪や花粉症で薬を服用しているにもかかわらず、運転してしまう方はいませんか。

- 薬の中には眠気を伴う成分が入ったものもあり、運転中に意識を失うおそれがあります。薬の説明に「睡眠作用」や「運転をしない」等の記述がある場合は、運転をやめましょう。
- 風邪や花粉症にかかわらず、体調が悪い状態で運転しているときに、体調が急変する場合があります。体調が優れないときは、運転を控えましょう。

逆走をしない！

高速道路等で「インターチェンジで進入する方向を間違えた」「出口を通り過ぎたからUターンしよう」等と逆走してしまうと、重大事故を引き起こす危険な運転行為に繋がります。

- 高速道路を利用するときは、インターチェンジ等で進入する方向を間違えないように標識等をよく確認しましょう。
- 出口を通り過ぎたら、その先のインターで降りることができるよう、時間にも心にも余裕をもって運転しましょう。



他人に、「危ない」「悪質だ」と思わせる運転は、重大事故に繋がる危険な運転行為です。法を遵守し安全運転に努めましょう。

今月のクイズの答え

③18年以下の懲役

道路交通法第72条の救護義務違反(ひき逃げ/10年以下の懲役)と過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪(12年以下の懲役)の併合罪になります。その場合、どちらか重い刑の方の1.5倍の量刑で、かつ両方の刑の合計を超えない懲役年数となります。

ご用命・ご相談は…



東京海上日動火災保険株式会社

企業営業開発部

〒100-8050 東京都千代田区丸の内 1-2-1

TEL 03-5288-6589 FAX 03-5288-6590

URL <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

担当営業課